

令和6年7月29日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長 殿

照会者名 アロー行政書士・社会保険労務士事務所  
特定行政書士／特定社会保険労務士 矢野浩司  
住所 愛媛県松山市小坂3丁目4番22号 スペース小倉2F

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法（以下「法」とする。）第2条, 第3条, 第24条

2. 将来A社が行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A社は、A社の顧客工場にある機器・設備のメンテナンス業務を展開することを検討している。

当該業務は、メンテナンスに必要な「IoTデータ：制御内部情報あるいはセンサ・流量計・電力計等」収集のためにIoTデータ収集機器（以下、IoT機器）を顧客工場の機器・設備に取り付け、得られた情報をもとに遠隔監視でのサービスを有償提供するものである。

その際取り付けたIoT機器は、サービス提供のためのA社の資産とする。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

①A社が展開検討しているビジネスについて、IoT機器を機器・設備の各箇所に取り付ける工事は、法第2条において定義される建設工事に該当するものと思慮するが、取り付ける機器の所有権はA社（A社の資産）に留保され、取付工事に対する報酬を得るものではない。

よって、A社は機器の取付工事に関して発注者（施主）となるので、A社自らがこれを施工し、又は請負業者に発注することは、A社の顧客との関係において法第2条第2項に規定される「建設工事の完成を請負う営業」、あるいは法第24条に規定される「報酬を得て建設工事の完成を目的とする契約」にはあたらず、A社は法第3条に規定される建設業の許可を要しないと考える。

②なお、A社が展開を検討しているビジネスは、A社の資産として顧客工場の機器・設備にIoT機器を設置・管理し、IoTデータを分析してメンテナンスする行為をビジネス展開・収益化するものであり、その報酬は機器管理、データ分析、メンテナンスにより得られるものであるため、当該A社が行う業務の範囲において建設業法の適用を受けるものではないと考える。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

該当なし

5. 連絡先

アロー行政書士・社会保険労務士事務所  
特定行政書士／特定社会保険労務士 矢野浩司  
TEL 089-945-9775 FAX 089-945-9773

以上